

京都市告示第 83 号

京都市梅小路公園条例施行規則第2条の規定に基づき、「店舗（緑の館内に存するものを除く。）」のうち、「その他のもの」に該当する「梅小路パークカフェ」の供用しない日について次のとおり臨時変更します。

平成26年4月4日

京都市長 門川 大作

期間	区分		供用しない日	
			変更後	月曜日
平成26年4月7日(月)から26年4月21日(月)まで	店舗(緑の館内に存するものを除く。)	その他のもの	現 行	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(南部みどり管理事務所)